

Japan tax alert

EY税理士法人

新租税条約に係る 日独合意

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

日本とドイツ連邦共和国(以下、「ドイツ」)両国政府は、二重課税防止に係る新租税条約(以下、「新租税条約」)の草案について合意に至りました。

新租税条約では、日本とドイツ間の相互投資を奨励するため、配当、利子及び使用料に係る源泉所得税率が軽減されます。ドイツと日本の最近の条約政策に則り、一定の要件を満たす配当、利子及び使用料については源泉所得税が免除されると思われます。また、恒久的施設(PE)に帰属する所得の計算について、OECD承認アプローチ(AOA: Authorized OECD Approach)が導入されます。

手続面からは、新租税条約には条約の適用や解釈に係る争いの裁定を行う仲裁手続き(いわゆる仲裁規定)が導入され、ドイツと日本の税務当局間の協力拡大が図られます。

両国での署名及び条約批准手続が遅滞なく完了すれば、新租税条約の発効は2017年1月1日となることが予想されます。

新租税条約の文面ははまだ公表されていませんが、リリースされた情報では、現行租税条約を大きく改善するものとなっており、日本からドイツ、又はその逆の投資が奨励される内容になるといわれています。この点からも、新租税条約においては、一定の要件を満たす配当、利子及び使用料の源泉所得税が免除されるものと考えられます。更なる情報が発表され次第、追ってご報告させていただきます。

本件に関するご質問等につきましては、下記までご連絡ください。

Ernst & Young Tax Co., Tokyo, Japan

Hiroyuki Nishida	Partner	+81 3 3506 2026	hiroyuki.nishida@jp.ey.com
Hans-Peter Musahl	Partner	+81 3 3506 2087	hans-peter.musahl@jp.ey.com
Gerald Lies	Senior Manager	+81 3 3506 2238	gerald.lies@jp.ey.com

Ernst & Young GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft, Germany

Alexander Roebel	Partner	+49 211 9352 10424	alexander.roebel@de.ey.com
Joerg Neumeister	Executive Director	+49 6196 996 21343	joerg.neumeister@de.ey.com
Miki Matsumoto	Executive Director	+49 211 9352 10535	miki.matsumoto@de.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

コーポレート・コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20150716

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp